

## マル学資格確認書等について

国民健康保険は原則、住民票のある市区町村で加入します。ただし、修学のために親元を離れている方は、名取市外に居住していても申請により名取市にいる扶養者（親元）の世帯で国民健康保険に加入することができます。

なお、名取市外に居住していても住民票の住所が名取市である方については通常の名取市国保の資格確認書等を交付することができますので、マル学適用の手続きは不要です。

※マル学資格確認書等は証の右上に「**学**」と印字されます。

### <該当する方>

名取市にいる扶養者から生活費や学費の援助を受けている学生の方

### <該当しない方>

- 学生であっても就労して生計をたてている方
- 結婚して修学地で世帯を持っている方
- 卒業や退学などによって学生でなくなった方
- 扶養者が名取市外へ転出した方

## 手続きについて

マル学資格確認書等の交付を希望する方は、次の書類を保険年金課窓口に出してください。なお、申請時には申請者の本人確認（運転免許証などの顔写真付き公的身分証明書の確認）をさせていただきます。

### <新規申請>

- \* 修学のために転出し、その後も継続して名取市国保に加入する場合
  - ・ 遠隔地マル学資格確認書等交付申請書
  - ・ マル学適用開始年度の4月1日以降に発行された在学証明書（原本）
- \* 社会保険（扶養等）を脱退し、新たに名取市国保に加入する場合
  - ・ 遠隔地マル学資格確認書等交付申請書
  - ・ マル学適用開始年度の4月1日以降に発行された在学証明書（原本）
  - ・ 社会保険資格喪失証明書
  - ・ 対象者の個人番号（マイナンバー）が分かる次のいずれかの書類の写し（個人番号カード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票）

## ＜更新申請（４月、１０月）＞

マル学資格確認書等は有効期限が最大半年（～３月３１日／～９月３０日）です。

更新時には手続きが必要です。更新の時期が近くなりましたら名取市の世帯主宛てに更新案内を送付いたしますので、忘れずに手続きをしてください。

### \* ４月（新年度）更新時

- ・ 遠隔地マル学資格確認書等交付申請書
- ・ 新年度の４月１日以降に発行された在学証明書（原本）

### \* １０月更新時

- ・ 遠隔地マル学資格確認書等交付申請書

※郵送での手続きも可能です。郵送で申請する際には、必要書類と申請者の本人確認書類（運転免許証などの顔写真付き公的身分証明書）の写しを保険年金課まで送付してください。

## マル学保険証に該当しなくなったときは

卒業・就職・中途退学などにより学生でなくなった時や社会保険に加入した時は、名取市国保の脱退の届出が必要です。詳しくは保険年金課までお問い合わせください。

また、マル学適用期間中に名取市に転入する場合は通常の資格確認書等への切り替えを行いますので、転入手続きの際に交付中のマル学資格確認書等もお持ちください。

問い合わせ先・申請書提出先

名取市増田字柳田 80

名取市健康福祉部保険年金課 国民健康保険係

電話：022-724-7104（直通）